

(8) 県单独補助事業

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
---------------------	-------------	--------------------------

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修

※事業実施期間 平成15年度～平成28年度

採 択 基 準

- ・土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工，揚水機場等）
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

みやぎグリーン・ツーリズム アドバイザー派遣事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------------------	--------	--------------------

趣 旨

グリーン・ツーリズムに関連する都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「グリーン・ツーリズム活動」という。）の開始から実践，継続において発生する課題の解決等を支援するため，グリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して，助言・指導等を行う各分野の専門家等を「みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し，県内の地域資源を活用した多様なグリーン・ツーリズム活動の推進を図るものである。

事業の内容

1 概要

県はグリーン・ツーリズム活動を支援するため，次の事項について助言及び指導を必要とするグリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して，アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し，その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 国庫補助事業等により整備したグリーン・ツーリズム関連の交流施設等の利用の向上について
- ③ その他，グリーン・ツーリズム活動の推進のために必要と認められる事項について
（経営改善，景観づくり，地域デザイン，地域ネットワークづくり，郷土史・芸能，郷土地理・気象，食品開発・生産方式，販売・マーケティングに関することなど）

2 アドバイザーの選定・登録

アドバイザーは，上記1の①から③について，専門分野を含めた総合的な地域活性化に必要な知識と経験を有し，かつ東北六県内に活動の拠点を置く者から，選考委員会において対象者を選定し，承諾を得て登録する。登録期間は2年以内とする。

なお，派遣を受けようとする者が自らアドバイザーとなり得る者を指名することも可能としており，この場合は別に選考委員会で審査の上，追加で登録する。

3 派遣対象者

派遣対象となるのは，グリーン・ツーリズム活動を行う団体等であり，かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で，県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

4 派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ② 団体等の負担 派遣一回につき1千円

5 事業実施期間

平成17年度～平成32年度

農山漁村絆づくり事業 <small>(みやぎ農山漁村交流促進事業の一部)</small>	事業主体 グリーン・ツーリズム 実践組織	農村振興課 所管課班 農村交流対策班
--	-----------------------------------	--------------------------

事業の内容

沿岸部の各地域のグリーン・ツーリズム実践団体に対して、児童・生徒・学生が行う農林漁業体験等の経費を補助することにより、復興に取り組む農山漁村地域と将来のサポーターとなりうる学生との絆づくりを支援する。

事業の実施

- 1 事業期間 平成26年度から平成29年度
- 2 補助対象経費

東日本大震災により、休止していた教育旅行の受け入れを再開した県内津波被災市町に所在する農林漁家において、体験活動を実施する教育旅行の受け入れを行うことに伴う次の経費

 - (1) 農林漁業体験活動経費
 - (2) 復興の手伝いに係る経費

(例) 景観再生：植林活動，農山漁村交流施設等での花苗等の植栽，清掃等
 体験活動拠点整備：農産漁村交流施設等での体験農業の整備等
 震災復興学習活動：震災復興の取り組み状況見学等
 - (3) 「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について（平成15年12月9日付けむら推第203号宮城県農林水産部通知）」に示す民泊（以下「民泊」という）に係る活動経費
 - (4) 農林漁業体験を提供する民宿に宿泊するための経費
- 3 補助率
対象経費の1/2
- 4 補助限度額
 - ・ 民泊又は農林漁業体験を提供する民宿に宿泊する場合 3,000円/人
 - ・ 民泊又は農林漁業体験を提供する民宿に宿泊しない場合 2,000円/人

※上記のいずれの場合も、教育旅行の受入れに伴う収入（体験料や本事業以外の補助金等）を補助対象経費から控除した額を超えないものとする

農業水利権管理事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------------	--------	--------------------------

趣 旨

宮城県が河川法第23条に基づき取得した水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行うことにより、農業用水の確保を図るためのもの。

事業の内容

- (1) 水利使用の許可申請書の作成
- (2) 現況調査及び検討
- (3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
- (4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
- (5) その他

採択基準等

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権を対象とし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業水利権管理事業	-	100	-	-	